

(記載例)

寄附者名簿には、実績判定期間内における全ての寄附者について記載すること。

初回認定申請時のみ提出

閲覧対象外書類

寄 附 者 名 簿

寄附者名簿は、実績判定期間の事業年度ごとに作成すること。

法 人 名	特定非営利活動法人 ○×▲会	事 業 年 度	平成22年4月1日～平成23年3月31日
-------	----------------	---------	----------------------

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
株B空調設備	豊島区西池袋 3-33-22	400,000	22・4・3
T製本所(株)	千代田区神田錦町 3-3番地	5,000	22・4・3
大阪 太郎	千代田区神田錦町 3-3	100,000	22・4・3
大阪 美咲	千代田区神田錦町 3-3	50,000	22・4・3
募金箱	-	20,000	22・4・3
石川 満子	厚木市水引 1-10-7	500	22・5・1
京都 次郎	中央区新富 2-6-1	50,000	22・5・10
〇〇納豆本舗(有)	台東区蔵前 2-8-12	5,000	22・5・20
高知 由香	台東区浅草 2-3-4	500	22・5・25
募金箱	-	20,000	22・6・1
京都 純子	中央区新富 2-6-1	100,000	22・6・2
- 中略 -			
宮城 智子	世田谷区松原 6-13-10-303	2,000	22・6・30
〇重機(株)	大田区雪谷大塚町 4-12	5,000	22・7・1
募金箱	-	20,000	22・8・1
株Mメンテナンス	横浜青葉区市ヶ尾町 22-3	5,000	22・8・2
Y電気(株)	港区西麻布 3-3-5	5,000	22・8・10
福島 典孝	品川区中延 1-1-5	500	22・9・1
N電化サービス(株)	世田谷区松原 6-13-10	5,000	22・9・20
募金箱	-	20,000	22・10・1
株B空調設備	豊島区西池袋 3-33-22	400,000	22・11・1
(財)〇〇〇〇	千代田区九段南 1-1-15	1,000,000	22・12・1
東京 一郎	千代田区大手町 1-3-3	100,000	22・12・20
C水道設備(株)	千葉市花見区武石町 4-6-1	5,000	23・1・25
募金箱	-	20,000	23・2・1
K建築設計(有)	千葉市若葉区和泉町 746	5,000	23・2・2
A電気(株)	千代田区神田錦町 5-3	5,000	23・3・31
株S	北区王子 3-22-16	5,000	23・3・31
株M商事	町田市中町 1-2-3	5,000	23・3・31
F商事(有)	品川区八潮 1-3-1	5,000	23・3・31
合 計		2,800,000	

匿名寄附金(相対値基準の分母・分母から控除。絶対値基準の寄附者数の計算でも対象外)

1千円未満の寄附金(相対値基準の分母・分母から控除。絶対値基準の寄附者数の計算でも対象外)

助成金(対価性のないものに限る。期末まで未収のもの、国の補助金等は除く。)も寄附とみなす。

(注意事項)

- ・ 条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません(法44②、51⑤、58②)。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります(法54②)。